

転入・転出・転居届

市民課または支所市民福祉課へ

世帯の全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届出は原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出時に本人確認をしますので、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。

転入届

ほかの市区町村から成田市に移ってきたときは、新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

必要な物▶前住所地の市区町村が発行した転出証明書、年金手帳(加入している人)

転出届

成田市からほかの市区町村へ移るときは転出証明書を発行します。必要な物▶国民健康保険証、国民健康保険高齢受給者証、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

転出届は、郵送による手続きも可能です。異動日・転出先・転出先での世帯主氏名・成田市での住所・成田市での世帯主氏名・転出する人全員の氏名・連絡先昼間連絡がとれる所を書いたもの、返信用封筒(切手の貼つてあるもの)、本人を確認できる書類(住民基本台帳カード、運転免許証、官公庁が発行した写真入り身分証明書などのコピー)を添付して市民課(〒286-8585 花崎町760)に郵送してください。転出証明書を送付します。

転居届

新住所に移ってから14日以内に

手続きをしてください。

必要な物▶国民健康保険証、国民健康保険高齢受給者証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

世帯主変更届

世帯主が変わったときは、14日以内に手続きをしてください。必要な物▶国民健康保険証(加入している人)

窓口は4月下旬まで大変込み合います。特に、4月第1週と月曜日は混雑が予想されます。市民課では、毎月第2・第4日曜日に、転出入の異動届や印鑑登録、各種証明書の発行、申請の受け付けなどの業務を行っていますので、こちらも利用してください。

※くわしくは市民課(☎20-1596-1113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

交通安全推進隊

ボランティアを募集します

県では、ボランティアとして交

通安全活動を行う「交通安全推進隊」を次の通り募集します。

現在約4,000人の隊員が、通学路での指導や高齢者の自宅を訪問しての啓発、イベントでの交通安全活動など、身近な地域での活動に熱心に取り組んでいます。

隊員登録した場合、ボランティア保険に無料で加入することができ、市から帽子の支給などがあります。

応募資格▶平成7年4月1日以前に生まれ、県内在住、在勤、在学の人

活動方法▶小学校区ごとにグループで月1回以上活動

登録期間▶7月1日から1年間

募集期間▶4月8日(金)〜5月9日(用)(必着)

応募方法▶印旛地域振興事務所、成田警察署、市交通防犯課(市役所1階)に置いてある応募用紙に必要事項を書いて直接または郵送、FAXで印旛地域振興事務所(〒2805-8503 佐倉市錦木仲田町8-1 FAX 043-483-2450)へ(県ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp>))の応募フォーム

からも応募できます)

※くわしくは印旛地域振興事務所地域振興課(☎043-483-1122)へ。

農業者戸別所得補償

水田農家の皆さんへ

4月1日(金)から、農業者戸別所得補償の交付申請の受け付けが始まります。

交付申請書は、市水田農業対策協議会から各農家に送付します。申請期限は6月30日(木)です。加入を希望する人は、早めの申請をお願いいたします。

申請書提出先▶農政課(市役所4階)、下総・大栄支所農産土木課、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※制度についてくわしくは農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/)または農業者戸別所得補償制度相談窓口(☎0120-38-3786)へ。申請書の提出はくわくわくは市農政課(☎20-1541)へ。

【3月1日～15日】

1日	市議会予算特別委員会 (2日まで)
4日	千葉県老人クラブ大会 区長会視察研修
5日	成田高等学校卒業証書授与式 専門学校 藤リハビリテーション 学院卒業式
6日	成田シティ・クロカン・レース 千葉県赤十字奉仕団東部ブロッ ク大会
7日	成田用水土地改良区 総代会
8日	県営かんがい排水事業成田北 部地区竣工・成田北部土地改 良区創立60周年記念式典
9日	3月定例市議会閉会 議場コンサート
10日	成田市グラウンド・ゴルフ協会 チャンピオン大会
11日	下総中学校 卒業証書授与式 根木名川土地改良区 総代会



3月定例市議会(9日)

市税の納付

最寄りの金融機関や「コンビニ」

固定資産税、都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税などの市税は、銀行・信用金庫・農協・郵便局などの金融機関窓口、コンビニエンスストアで納められます。平成23年度からは、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことのできる「ペイジー」による納付も可能です。

便利で確実な口座振替で

納付書を紛失した場合は再発行しますので、納税課に連絡してください。

口座振替手続きをすれば、納付のために金融機関などへ出向く必要がなくなり、大変便利です。希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書、預金通帳、届け

出印を持って金融機関や郵便局で手続きをしてください。

○固定資産税、都市計画税は、納税通知書ごとに申し込みが必要ですが

○軽自動車税は、同一名義の場合、全台数分が振替対象となり、納税通知書ごとの手続きは不要です。車検が必要な車種は、振替確認後に車検用納税証明書を送付します

○口座振替は翌年度以降も継続されます。変更・停止の希望があるときは金融機関・郵便局で手続きをしてください

○口座振替分の領収証書は発行しません。通帳への記帳で確認してください

○口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書(兼納付書)を送付しますが、納期限を過ぎているため督促状も送付されます

す。残高不足に注意してください

※くわしくは納税課(☎20-1519)または市民税課(☎20-1513)へ。

事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは、分別を徹底し、いずみ清掃工場、リサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入する

か、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

下総・大栄地区を除く地区

分別方法「燃やせるごみ」「ビン・カン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、業務用推奨袋または半透明の袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合

・「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36-1689)
・「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎36-1000)
・「ビン・カン・プラスチック類」

は直接搬入できませんので、許可業者に委託してください。

○許可業者に委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区を除く)へ委託してください。

下総・大栄地区

分別方法「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(市役所2階クリーン推進課・下総・大栄支所農産土木課

で発行する搬入券が必要)

・「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」：伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148)
・「ペットボトル」は直接搬入できません。リサイクルを推進するため許可業者に委託してください。

○許可業者に処理を委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

産業廃棄物

産業廃棄物は市では処理できませんので、事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託(有料)するなど適正に処理してください。

くわしくは県印旛地域振興事務所地域環境保全課(☎043-483-1138)または県環境生活部廃棄物指導課指導企画室(☎043-223-2757)へ問い合わせてください。

※くわしくは市クリーン推進課(☎20-1530)へ。



いずみ聖地公園

墓地内の清掃は各自で

霊園内施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われています。この管理料は、霊園内の公共部分(広場、道路、駐車場、緑地など)を管理するためのもので、それぞれの墓地内の清掃は、墓地の使用を許可された人が行うことになっています。墓地の清掃をしないで草だらけにしていると、隣接する墓地の使用者に迷惑が掛かります。

○ 3年間管理料を納めないとき
住所などが変わったら
手続きを忘れずに

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

○ 住所などが変わったら
手続きを忘れずに

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

○ 住所などが変わったら
手続きを忘れずに

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

○ 住所などが変わったら
手続きを忘れずに

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

式場・和室の使用料など

種類	使用料	冷暖房費
式場	4時間まで1時間につき2,415円、 超えると1時間につき1,050円	1時間につき 262円50銭
和室	4時間まで1時間につき1,050円、 超えると1時間につき525円	1時間につき 52円50銭

には、いずみ聖地公園管理組合が墓地の清掃を代行する制度もあります。希望する人は、同組合(☎36・2292)へ申し込んでください。

許可の取り消しにご注意ください

次のいずれかに当てはまる場合は、墓地の使用許可を取り消すことがありますので、注意してください。

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

○ 住所などが変わったら
手続きを忘れずに

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

○ 住所などが変わったら
手続きを忘れずに

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

○ 住所などが変わったら
手続きを忘れずに

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料を納めないとき

○ 住所などが変わったら
手続きを忘れずに

飲み物や仕出しの注文も事務室で受け付けています。納骨式・回忌などの法要に利用してください。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)または、いずみ聖地公園管理組合(☎36-2292)へ。

緑のカーテン

夏の涼しく過ごすために

緑のカーテンは、アサガオなどのツル性植物で作る、自然のカーテンのことです。ベランダや庭など屋外からの太陽の光や熱を遮ることで、部屋の中や外壁などが熱せられることを防ぎ、部屋の温度上昇を抑えます。

また、植物から出る水蒸気により湿度を下げる効果もあるので、クーラーに頼り過ぎず電気代を節約できるなどの利点もあります。

なりた環境ネットワークでは、アサガオなどの種を配ります。夏を快適に過ごすために、緑のカーテンを作り始めませんか。

配布する種⇒アサガオ・ゴーヤ・フウセンカズラ(先着順・一人2袋)

種の配布場所⇒環境計画課(市役

所4階)・下総・大栄支所

※くわしくは、なりた環境ネット

ワーク事務局(環境計画課・☎20-1533)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と

後期高齢者医療保険料

年金から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を直接引き落とす特別徴収の対象となる場合、4月、6月、8月の年金からの特別徴収額(仮徴収額)は、平成23年2月分と同額です。

10月、12月、2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。

申し出により、口座振替での納付もできます(申し出時期により切り替え時期が異なります)。

※くわしくは保険年金課(国民健康保険 ☎20-1526、後期高齢者医療 ☎20-1547)へ。

環境美化運動

美しいまちを
わたしたちの手で

「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会、事業所など

の協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園に投げ捨てられた瓶・缶や散乱ごみの収集などが行われます。

快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

実施基準日

○ 1回目：5月29日(日)

○ 2回目：8月7日(日)

○ 3回目：12月4日(日)

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

4月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
4月4日(月)	並木町地区	午後11時 ～ 翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課 (☎ 22-0269) へ。